

令和 8 年 第 6 回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和8年6月26日（金） 14時00分～15時30分			
場	所	阪南市役所3階 全員協議会室			
出席者	〈教育委員会〉				
	教 育 長	向 井 説 行			
	教育長職務代理者	八 田 三 紀			
	委 員	辻 雅 之			
	委 員	水 島 浩 子			
	委 員	柴 崎 一 也			
	〈事務局職員〉				
	生涯学習部長	松 下 芳 伸			
	生涯学習部理事	石 原 慎			
	副理事兼中央公民館長	藤 田 学			
教育総務課長	永 井 隆 祐				
学校給食センター所長	寺 井 浩 之				
学校教育課長	両 口 通 寛				
生涯学習推進室長	秋 山 秀 子				
中央公民館長代理	平 山 富 憲				
事務局	教育総務課主事	宮 坂 怜 来			
書記	教育総務課主事	宮 坂 怜 来			
傍聴者	なし				

会議の要旨

(教育長)

令和8年第6回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に柴崎委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和8年第5回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号は、「令和8年第5回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「令和8年度学校協議会委員の委嘱等に係る臨時代理について」(学校教育課)

(教育長)

承認事項第2号は、「令和8年度学校協議会委員の委嘱等に係る臨時代理について」である。

本件については、既に教育長が臨時に代理したものであるが、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、委員会の承認が必要である。学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

「学校協議会」とは、学校が保護者や地域住民の意向を把握するとともに、地域と連携・協働しながら開かれた学校づくりを一層進めるために設置しているもので、校長の求めに応じて開催し、学校運営の改善方策等に関して意見交換や助言を行うものである。

学校協議会委員については、委員候補者の選定及び調整に時間を要したことから、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、新たな委員の委嘱に係る臨時代理を教育長が行った。その臨時代理について、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までである。

(教育長)

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第3号「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱等に係る臨時代理について」(生涯学習推進室)

(教育長)

承認事項第3号は、「阪南市立文化センター協議会委員の委嘱等に係る臨時代理について」である。

本件については、既に教育長が臨時に代理したものであるが、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、委員会の承認が必要である。生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市立文化センター協議会は、阪南市立文化センター条例に基づき文化・芸術の普及や振興を図るため、館長の諮問機関として設置している。

文化センター協議会委員については、令和8年4月1日付けの人事異動に伴い、教育長に対する事務委任規則第3条に基づき、新たな委員の委嘱に係る臨時代理を教育長が行った。その臨時代理について、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期は、令和8年4月1日から令和9年6月30日までである。

(教育長)

承認について、意見等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第3号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

委員の任期満了に伴い、阪南市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、新たに委員の委嘱をしたいので、教育委員会の議決を求める。

なお、任期は、令和8年7月1日から令和10年6月30日までである。
(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。
(教育長職務代理者)

公募市民委員の応募状況や略歴等について教えてほしい。
(生涯学習推進室長)

公募市民委員の応募状況については、2週間の募集期間で2名の応募があった。今回候補者に選ばれた方は、本市の社会教育関係団体に所属し、長年に渡り本市の地域スポーツに携わってきた方である。今回の公募にあたっても、地域スポーツの振興に対する熱意や積極性が見られたことから候補者に選定されたものである。

(柴崎委員)
市民公募に2名の応募があったとのことだが、2名に委嘱することはできなかったのか。

(生涯学習推進室長)
阪南市スポーツ推進審議会条例施行規則において公募市民の人数は、1名と定められており、1名の方に委嘱しているところである。

(教育長)
他に、意見、質問等はないか。

(全委員)
意見、質問等なし。

(教育長)
議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」(中央公民館)

(教育長)
議決事項第2号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」中央公民館の説明を求める。

(中央公民館長)
委員の任期満了に伴い、阪南市立公民館条例第5条の規定に基づき、新たな委員の委嘱について教育委員会の議決を求めるものである。

任期は、令和8年7月1日から令和10年6月30日までである。
(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。
(教育長職務代理者)

公募市民委員の応募状況や略歴等について教えてほしい。
(中央公民館長)

応募者は、1名のみであった。候補者は、これまでに尾崎公民館で開催してい

る「おざき公民館食堂」にボランティアとしてご協力をいただいているほか、日頃から公民館のクラブ活動やイベントに関わりのある方である。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(辻委員)

承認事項第3号の文化センター協議会委員と本委員を兼任されている方がいるが、どのような状態か。

(中央公民館長)

阪南市立公民館運営審議会については、東鳥取公民館参加者協議会、西鳥取公民館クラブ協議会、尾崎公民館クラブ協議会から1名ずつ選出しており、当該委員は東鳥取公民館参加者協議会の会長として選出された。

(生涯学習推進室長)

阪南市立文化センター協議会については、東鳥取公民館参加者協議会、西鳥取公民館クラブ協議会、尾崎公民館クラブ協議会の3協議会から代表の1名を選出しており、今期は東鳥取公民館参加者協議会の代表者が本委員となったため、阪南市立公民館運営審議会委員との兼任という状態である。

(教育長)

他に、意見、質問等ないか。

(柴崎委員)

家庭教育の向上に資する活動を行う者が欠員となっているが、どういう状況か。

(中央公民館長)

現行の委員についても、家庭教育の向上に資する活動を行う者は欠員となっている。欠員を補充すべく対応したが、委嘱には至らなかった。引き続き補充に向けて努める。

(柴崎委員)

P T Aの方など、幅広く検討していったほしい。

(水島委員)

家庭教育の向上に資する活動をする者とは、具体的にどのような方か。

(中央公民館長)

家庭教育について研究されるなど知見をお持ちの大学教授のような方や、日頃から子どもの活動に関りのある団体等で活躍されている方などになってもらいたいと考えている。

(教育長)

他に、意見、質問等ないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和8年5月1日から5月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、一般社団法人ミライエラボ主催「キッズ・マネースクール」である。令和8年6月27日に、阪南市立文化センターサラダホール2階において、阪南市、泉南市在住の5～10歳の子どもとその保護者を対象に、おみせやさんごっこを通じ、親子で楽しくお金について学べる企画が開催される。

2件目は、「みんなで歌おう♪第九コンサート」である。令和8年12月20日、同実行委員会主催で、サラダホール大ホールにおいて、一般の方を対象に、合唱及び音楽家のコンサートが開催される。

3件目は、こどもNPOはらっぱ主催『チャイルドラインはらっぱ』の開設である。今年度も、阪南市内に18歳までの子ども専用の電話相談窓口を設置し、毎週火曜日の16時から21時までの間、守秘義務のもと、子どもたちがかけた電話に対し、受け手がじっくり耳を傾けるという事業が実施されている。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

3件目の『チャイルドラインはらっぱの開設』については、昨年も申請があったと思うが、実績報告等は受けているか。

(教育総務課長)

昨年度の実績としては、年間着信件数が1416件、通話時間が206時間49分と報告を受けている

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「令和7年度第1回阪南市スポーツ推進審議会の会議録について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第2号「令和7年度第1回阪南市スポーツ推進審議会の会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和8年3月31日に開催した、令和7年度第1回阪南市スポーツ推進審議会について報告する。案件は、(1) 指定管理者(阪南みらい共創パートナーズ)の報告について、(2) 生涯スポーツ関連事業について、(3) 阪南市青少年スポーツ奨励金交付状況等について、(4) 阪南市社会体育施設の第三者モニタリングの結果について、(5) その他、であった。

詳細は、資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

ミズノスポーツスクールの開催について、受講者数はどうなっているか。

(生涯学習推進室長)

ここ6年は増加傾向で、令和2年度と比較すると令和7年度の受講者数は401名の増となっており、無料体験などの効果があったものと思われる。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(柴崎委員)

総合体育館のLED化について、令和7年度に助成金の交付申請を行い、令和8年4月頃に内示が出るとのことだが、どうなっているか。

(生涯学習推進室長)

既に助成金の交付実績がある自治体に視察を行うなどして申請した結果、交付決定の内定をいただくことができた。工期中は総合体育館の利用ができなくなるが、利用者にはご理解いただきたい。

(教育長)

他に、質問等ないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「令和7年度第2回阪南市立公民館運営審議会会議録について」 (中央公民館)

(教育長)

報告事項第3号「令和7年度第2回阪南市立公民館運営審議会会議録について」中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

令和8年3月26日に開催した、令和7年度第2回阪南市立公民館運営審議会について報告する。案件は、(1) 令和7年度各公民館事業報告について、(2) 令和8年度公民館体制について、(3) 令和8年度公民館当初予算の概要について、(4) 公民館懸案事項について、(5) その他、であった。

詳細は、資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「東鳥取公民館空調設備故障に伴う利用料金の取扱いについて」 (中央公民館)

(教育長)

報告事項第4号「東鳥取公民館空調設備故障に伴う利用料金の取扱いについて」
中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

東鳥取公民館2階空調設備の故障により冷房が使用できない状況であるため、
施設利用者には他階への移動を依頼している。この移動措置に伴い、令和8年6
月1日から空調設備改修工事完了までの間、利用料金の取扱いについて、利用者
に不利益が生じないよう対応を講じているものである。

詳細は、資料のとおりである。

なお、本件については、6月11日に開催された厚生文教常任委員会において
も、その他案件として報告している。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

※詳細は資料のとおり

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(水島委員)

わくわく教室について、ボランティアの方の人数は足りているのか。

(生涯学習推進室長)

今年度の申込者数は、3教室で合計64名である。それぞれの教室にコーディネ

ネーターが1名ずつ、指導員が5名から10名程度である。教室の計画・運営を行うコーディネーターが不足しているため、コーディネーターの育成は今後の課題と認識している。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

続いて、委員から何かないか。

(教育長職務代理人)

資料の運動会・体育祭、修学旅行の日程一覧を見ると、小学校で広島方面に行かない学校もあるが、平和学習はどのように行っているか。

(学校教育課長)

現地で原爆ドームや平和記念公園、資料館等の見学や語り部さんからの聞取りで得られる学びは大きいと考えているが、広島方面に行かない学校でも、計画的に平和学習を進めている。学校によって計画は様々だが、読本や記事、資料を使用したり、調べ学習を行ったりするとともに、以前には、社会見学としてピースおおさかの利用、被爆体験伝承講話を依頼する等、見聞きする学習を行っている学校もあったと把握している。

(教育長)

他に何かないか。

(教育長職務代理人)

東京の小学校で火事があったが、教員が救助袋を使わずに断念したとの報道があった。救助袋の点検、使用法の確認などは行われているのか。

(教育総務課長)

救助袋などの避難器具については、消防法に基づき、年に2回、機器点検を行うことになっており、点検資格を持つ専門業者に委託して実施している。救助袋の主な点検項目としては、「本体に劣化がないか」「袋出口と地面の高さが適切か」「収納箱をスムーズにあけることができるか」といったものになっている。点検結果は、毎年、所管消防署に報告することとなっており、もし不良内容があれば、是正することとなっている。

(学校教育課長)

この度の報道を受け、避難経路の確認の徹底及び環境整備について及び救助袋・梯子等、避難時に使用する用具の使用方法の確認、救助袋や梯子等の周辺を点検・確認することについて、各小中学校に対し実施するよう伝えている。また、今後、文部科学省や大阪府から具体的な留意事項等の通知が示された際には、速

やかにその内容を反映させ、各学校へ指示していく。

また、阪南消防署から各小中学校への通知があり、消防訓練、避難訓練の際には消防へも連絡してもらいたいとのことで、連携して実施できた場合は、より効果的な訓練になると考えている。

(水島委員)

その時対応するのはどの先生になるかわからないので、誰もが使用できるように訓練等してほしい。

(教育長)

他に何かないか。

(柴崎委員)

阪南市では部活動の公式戦では、選手派遣費が予算化されていると認識しているが、昨年度の予算の執行状況を教えてほしい。

(教育総務課長)

委員認識のとおり、中学校の部活動実施に伴う選手の交通費として、毎年度、教育総務課予算において選手派遣報償費を計上している。令和7年度の執行状況は、当初予算として260万円を計上し、決算額は255万円となっている。

(柴崎委員)

試合で勝ち進めば、予算が厳しくなってくると思う。そういった場合、どう対応するのか。

(教育総務課長)

実は、令和7年度の上半期は、各校の部活動の成績が良かったためか、選手派遣報償費の執行状況が非常に良かった。そのため、12月議会において、40万円程の補正予算を計上したが、結果的には、当初予算額内で収まった。教育委員会としても、生徒の部活での活躍を出来る限り後押ししたいと考えている。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

今回の令和8年第7回定例教育委員会は、令和8年7月24日金曜日9時30分から阪南市防災コミュニティセンター1階研修室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和8年第6回定例教育委員会を閉会する。

以上